

No.	該当資料	項	該当項目	質問内容	回答
1	業務仕様書	3	II 1. 事業内容 (3) SNS等を通じた広告活動	広告出稿用にフェイスブック以外のSNSアカウント開設は可能でしょうか	業務仕様書P3「1(3)SNS等を通じた広告活動」に記載のとおり、本事業において、移住情報発信用のSNSアカウントを新規に運営し投稿することは想定しておりません。 しかし、受託者自ら広告内容を考案し投稿、管理運営を行うものであれば、必ずしも提案を妨げるものではありません。
2	業務仕様書	3	II 1. 事業内容 (3) SNS等を通じた広告活動	SNS広告費用の年間300万は税込でしょうか？	広告掲出費は広告媒体に支払う経費とし、消費税及び地方消費税を含んで年間最低300万円以上としてください。掲出に係る受託者側の人件費等とは区別してください。
3	業務仕様書	3	II 1. 事業内容 (3) SNS等を通じた広告活動	仕様書II1内の(3)SNS等を通じた広告活動の3つ目の項目「話題が途切れないように継続的に展開すること」について、こちらは配信自体を途切れないように継続配信する、という認識でよろしいでしょうか。それとも、コンテンツのクリエイティブに関わる箇所を定期的に更新して話題性をつくることを要件とされているのでしょうか。後者の場合、どれくらいの頻度での更新を想定されていますでしょうか。(例：月1回クリエイティブ更新、など)	配信自体を途切れないように継続配信していただくとともに、コンテンツ内容についても適宜更新してください。 更新頻度については、広告媒体やコンテンツのポリシー等を加味して適切な頻度をご提案ください。

No.	該当資料	項	該当項目	質問内容	回答
4	業務仕様書	3	II 1. 事業内容 (4)移住定住促進PRコンテンツ作成	動画作成において、市内在住の移住者紹介はして頂けますでしょうか (出演をご依頼させていただきます)	契約後、移住者ご本人の同意が得られれば、紹介することは可能です。
5	業務仕様書	3	II 1. 事業内容 (4)移住定住促進PRコンテンツ作成	仕様書II1内の(4)移住定住促進PRコンテンツ作成にあたる内容として、新しくLPを制作する場合、現在「高崎市移住情報」WEBサイトで運用されているドメイン(city.takasaki.gunma.jp)とサーバーを利用することは可能でしょうか。 また、それが不可能な場合、サーバーとドメインをこちらで新規契約・運用してもよろしいでしょうか。	本市ドメイン(city.takasaki.gunma.jp)を利用することはできません。「高崎市移住情報」の更新は今回事業の対象外です。 新たにランディングページを作成する場合は、受託者において、サーバー、ドメイン等を契約・運用していただくことになります。
6	業務仕様書	3	II 1. 事業内容 (6)成果物	仕様書II1内の(6)成果物のうち、月1回の広告掲載結果の納品について、直接ご訪問しての報告か、メールもしくはWEB会議でのご報告か、いずれを想定されておりますでしょうか。 また、事業年度末の報告書について、WEB広告の配信自体は2月までとし、最終月の3月を報告書作成の期間に充てる想定でおりますが、問題ございませんでしょうか。	月1回の報告については、実開催またはWEB開催を想定しています。 ご質問の後段、広告の配信期間については、ご提案いただく媒体にもよりますが、継続的な展開を行う趣旨から、報告書作成を目的に配信が止まることは好ましくありません。 なお報告書の提出は、本市の出納整理期間中(4月)になることも可とします。